

必ず使い切ってから指定ごみ袋へ


スプレー缶やカセットボンベ

分別名	対象となるもの
燃やせるごみ(青袋)	料理くず、紙くず、木くず、葉、草、貝殻、卵の殻、紙おむつ、衣類(天然繊維のもの)、食用油(固めるか紙・布に染み込ませて)
ビニール・プラスチック類(白袋)	ビニール類、プラスチック類、ゴム類、ラップ類、革製品、発泡スチロール、合成皮革、石油製品、お菓子の袋、長靴、運動靴、スーパーなどの買い物袋
ビン・カン・ガラス(赤袋)	アルミ缶、スチール缶、洋酒びん、ジュースびん、ビールびん、一升びん、ガラス製品、板ガラス、ジャムなどのビン
金物・陶磁器類(黄袋)	スプレー缶(使い切り穴をあけて)、アイロン、トースターなどの小型家電、なべ、フライパン、やかん、茶わん、皿、アルミホイール、そのほか(ほかの分別にあてはまらないもの)

面倒でも必ず行って


スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」のごみ袋へ




ガソリン・灯油・シンナーなどの缶

必ず中身を空にし、水で中をゆすぐ。栓を開けたまま、上ぶたを取ってごみ袋へ



使い捨てライター

必ず使い切ったあと、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ
この部分が金属



スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、その排出方法によっては、収集のときやリサイクルプラザで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

特に、機械が破損した場合に

は、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶、カセットボンベはガスなどを使い切り、穴を開け、シンナーなどの容器は、中身を空にし水で中をすすぎ、栓を開けた

ままか、上ぶたを取って、金物・陶磁器類(黄色の指定袋)の収集日に集積所に出してください。

なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理をお願い

冬季の水道

水道管の凍結には十分気をつけて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトなど保温材で保護するのが一番です。特に屋外に露出している水道管には次のような注意が必要です。

危険物を出す場合は面倒でも必ず左図のことに注意してください。

粗大ごみは、指定袋に入らない大きなものです。使用可能な木製家具や自転車は、リサイクルプラザ(☎361000)に連絡をお願いします。それ以外の粗大ごみは、いすみ清掃工場(☎361689)に申し込みをしてください。

快適に住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課 ☎1530へ。

会議を傍聴できます 「第11回合併協議会」

第11回成田市・下総町・大栄町合併協議会が、次の日程で開かれます。この協議会は、会議を傍聴することができます。

期日=1月23日(日)
時間=午後2時から(受け付けは午後1時30分から)
会場=ホリデイ・イン東武成田2階 松柏の間
くわしくは同協議会事務局 成田市役所内・☎20-1546へ。

凍結したら
水道管に直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

破裂したら
メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)してください。

くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。

還付申告書を自分で作成できます

成田税務署では、所得税還付申告書の「自書説明会」を行います。確定申告期間中は大変混雑します。この機会をご利用ください。

これは、次の申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場へ提出することもできます。

なお、個別での申告相談は行いません。

給与所得のみの人の住宅借入金等特別控除または医療費控除による還付申告書
 公的年金所得のみ、または公的年金と給与所得のみの人の



丁寧な指導で還付申告書を

還付申告書
 自書説明会の日程は左表のとおりです。中途入場はできませんので、開始時刻までに必ず受け付けをしてください。また、受け付けの混雑状況によっては早めに締め切る場合があります。

日時	会場	対象者
2月7日 (月)	市役所6階 大会議室	給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)
		年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
2月10日 (木)	市体育館 2階会議室	給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
		年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人

会場に持参するもの

参加者全員が持参するもの

筆記用具 電卓 印鑑 還

付金の振込先の分かるもの

社会保険料控除や生命保険料控除などがある人はその証明書
 給与所得のみの人は

医療費控除を受ける人：平成

16年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、医療費の領収書、

保険金などで補てんされる金額が分かる書類

住宅借入金等特別控除を受ける人：平成16年分源泉徴収票の

原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、住宅取得資金

に係る借入金の年末残高証明書、登記事項証明書、売買契

約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と

売買契約書の写しも必要)など

公的年金のみの人は

平成16年分公的年金などの源泉徴収票の原本(コピーは不可)

公的年金と給与所得の両方ある人

平成16年分の公的年金と給与の源泉徴収票の原本(それぞれ「レ

ーは不可)

国民健康保険税・介護保険料

申告用証明書を1月下旬に郵送します

平成16年中に支払った国民健康保険税、介護保険料(普通徴収分)の払込証明書は、1月下旬に送付します。還付申告などで、それ以前に証明書が必要な人は、次の窓口で申請してください。

- 国民健康保険税払込証明書
- 国民健康保険税(市役所2階)
- 介護保険料払込証明書
- 介護保険課(市役所1階)

くわしくは税務課 ☎ 201513
 3) または介護保険課 ☎ 201545

なお、国民年金保険料の払込確認書は発送されません。領収書などを紛失した人には、社会保険事務所へ納付期間証明を発行します。

くわしくは千葉社会保険事務局
 佐原事務所 ☎ 0478-5511661

冬季の省エネルギー対策

エネルギーを上手に使う 省エネにご協力を

便利でつい使い過ぎてしまつ電気、暖房用をはじめとして、エネルギー消費が増大する冬季には、次の点に心掛けて省エネルギーに協力をお願いします。



- ・暖房中の室温は、20度を目安に設定しましょう
- ・冷蔵庫内に物を詰め過ぎないように、効率的に使用しましょう
- ・見ていないテレビや不要な照明は、こまめに切りましょう
- ・寝るときや外出するときなどに、常時通電が不要な電気製品は、こまめにプラグを抜きましょう
- ・お風呂を効率的に利用しましょう
- ・食器洗いなどに使用する給湯温度を、低くしましょう

くわしくは環境計画課 ☎ 2015333

住まいの耐震化

地震に備えてわが家の耐震を

新潟県中越地震では、住まいに大きな被害が生じました。地震の被害から、家族の命や財産を守るためには、住まいの耐震化が大切です。特に、現在の耐震基準ができた昭和56年以前に建てられた建築物については、耐震診断や改修について検討されることをお勧めします。

くわしくは建築指導課 ☎20・1564へ。

2005年農林業センサスにご協力を

2月1日現在で、全国一斉に2005年農林業センサスが実施されます。

この調査は「農林業に関する国勢調査」ともいっべき重要な調査です。すべての農林業を営む人と事業体を対象として行われます。

1月下旬から調査員が伺いますので、調査にご協力ください。



くわしくは企画課 ☎20・15501へ。



古い家屋は要注意!

駅周辺の迷惑駐車

困ります! 自分勝手な迷惑駐車

駅周辺では、買い物などで駐車している車が、緊急車両や路線バスの通行を妨げ、事故の原因になるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

市では、平成9年にJR成田駅および京成成田駅周辺の主要幹線道路を違法駐車等防止重点地域に指定しました。

重点地域では、公安委員会から委嘱された成田地域交通安全活動推進委員協議会が地域を巡回し、ドライバーに迷惑駐車をしないよう呼びかけています。また、ドライバーが不在の場合にはワイパーに警告票を挟み、車の移動を促すとともに、悪質な駐車車両は警察へ通報して取り締まりを要請して



います。

駐車をする場合は、最寄りの駐車場をご利用ください。

くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

ご存知ですか? エコマーク

環境にやさしい 買物をしましょう

エコマークは、環境保全に役立つと認められた商品に付けられ、「環境にやさしい暮らし」を願う人たちが、商品を選択しやすくすることを目的としています。



日々何気なく使っているトイレトーパーやボールペンに、環境に配慮した商品に付けられるエコマークが付いているかもしれませんが、エコマークは、アンケート調査で90%以上の消費者が信頼できると答えた環境のブランドマークです。日常生活にエコマークがある暮らしを目指しましょう。

くわしくは(財)日本環境協会 エコマーク事務局 ☎03・5114・1255へ。

防災とボランティア週間

災害時には 地域の力が重要です

1月17日(月)は、防災とボランティアの日、1月15日(土)～21日(金)は、防災とボランティア週間です。

新潟県中越地震や、各地で発生した台風・豪雨などの災害でも、多数のボランティアの人が活躍しています。

阪神・淡路大震災から10年を迎えるこの機会に、災害時のボランティアや地域コミュニケーション活動について、考えてみましょう。

くわしくは県消防地震防災課 ☎043・2232176へ。

今月の納税

- 市・県民税(第4期分)
- 国民健康保険税(第7期分)
- 介護保険料(第7期分)

○納期はいずれも1月16日(日)～31日(月)です。
くわしくは 税務課(☎20-1513)、保険年金課(☎20-1526)、介護保険課(☎20-1545)へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に心え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはかがですか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が国民の祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1月25日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	1月18日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	1月18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	1月27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	1月15日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	2月10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 2月7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	2月1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	1月20日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	1月24日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	2月1日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234